

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 9

府省庁名 経済産業省

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()																																																
要望項目名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（検討事項）																																																
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス供給業</th> <th colspan="4">その他の事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税標準</td> <td>収入金額</td> <td colspan="2">外形標準+所得金額 資本金1億円超 大企業</td> <td colspan="2">所得金額 資本金1億円以下 中小企業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">税率</td> <td rowspan="4">収入割 0.7%</td> <td colspan="2">付加価値割</td> <td colspan="2">0.48%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td colspan="2">0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割</td> <td>800万超</td> <td>2.9%</td> <td rowspan="2">所得割</td> <td>800万超</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>800万以下</td> <td>2.2%</td> <td>800万以下</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>400万超</td> <td>1.5%</td> <td>400万超</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>400万以下</td> <td></td> <td>400万以下</td> <td>2.7%</td> </tr> </tbody> </table>			ガス供給業	その他の事業				課税標準	収入金額	外形標準+所得金額 資本金1億円超 大企業		所得金額 資本金1億円以下 中小企業		税率	収入割 0.7%	付加価値割		0.48%		資本割		0.2%		所得割	800万超	2.9%	所得割	800万超	5.3%	800万以下	2.2%	800万以下	4.0%			400万超	1.5%	400万超				400万以下		400万以下	2.7%			
	ガス供給業	その他の事業																																															
課税標準	収入金額	外形標準+所得金額 資本金1億円超 大企業		所得金額 資本金1億円以下 中小企業																																													
税率	収入割 0.7%	付加価値割		0.48%																																													
		資本割		0.2%																																													
		所得割	800万超	2.9%	所得割	800万超	5.3%																																										
			800万以下	2.2%		800万以下	4.0%																																										
		400万超	1.5%	400万超																																													
		400万以下		400万以下	2.7%																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>ガス供給業の課税方式を「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として次のようにする。</p> <p>(1) 資本金1億円超のガス事業者 収入割の税率を現行の3/4とし、「その他の事業」と同様の付加価値割及び資本割の外形標準課税を導入する。</p> <p>(2) 資本金1億円以下の中小ガス事業者 収入金課税方式から所得課税方式とする。（「その他の事業」と同一の扱い）</p>																																																	
〔関係条文〕	〔 地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7 地方税法施行令第22条、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条 〕																																																
要望理由	<p>ガス供給業には、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」に比べ著しく不公平な扱いとなっており、課税の公平性を確立するために、課税方式を変更すべきである。</p> <p>ガス供給業が収入金課税を採る理由は、「料金認可制により価格転嫁が容易であること」、「料金認可制では所得が低く抑えられるため、その他の事業と同一の課税方式では事業規模に見合った課税とならないこと」からと言われている。（新地方自治講座第10巻〈地方税〉）。</p> <p>しかしながら、ガス供給業は、従来から市場に応じて自由に価格設定できるLPG、灯油、重油等の代替エネルギーと厳しい競争を行ってきているが、平成7年以降の大口ガス需要分野の自由化の進展（自由化対象範囲は、平成16年4月から50万m³以上、さらに平成19年4月から10万m³以上（ガス販売量の6割強）に拡大）、また、平成12年以降の電気事業における規制緩和の進展を背景に電力会社のオール電化住宅の攻勢により、ガス事業経営を取り巻く環境は激変しており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。また、ガス供給業とほぼ同様の規制制度となっている地方鉄道業は、ガス事業に比べ企業規模が大きく利益水準が同程度であるにもかかわらず、一般産業と同一の課税方式となっており、事業規模に見合った課税とする根拠は乏しくなっており、ガス供給業においても一般競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p>																																																
減収見込額	(初年度) —		(平年度) —		(単位：百万円)																																												
地方税以外の措置	既存	・国税 なし		・融資、補助金その他 なし																																													
	22年度の要望	・国税 なし		・融資、補助金その他 なし																																													
過去の要望経緯	昭和50年度改正から「その他の事業と同一の扱い」を要望																																																
本要望に対応する縮減案	なし																																																